ほうじんむさしの

MUSASHINO HOUJINKAI

2018
11・12月号
No.441

特集

平成31年度税制改正に関する提言

公益社団法人武蔵野法人会
武蔵野市・三鷹市・小金井市

INDEX

3　法人会全国大会（鳥取）報告

　新春のつどい　ご案内

　新年賀詞広告募集のお知らせ

　東京労働局からのお知らせ

　三鷹公共職業安定所からのお知らせ

4　委員会・支部・部会　活動報告

6　税制のぺぇじ　税務のじかん

7　税務よくある相談（その95）

8　特集　法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」

10　ベテランの経営哲学（その52）

　市川君子さん　日本料理　瑞鳳

11　ガンバル若手経営者（その52）

　門倉美英さん　アートキャンディ株式会社

　リレーエッセイ（第124走者）

　かじ友里さん　吉祥寺deWedding

12　まちかど情報局　企業ＰＲのお知らせ

14　武蔵野税務署からのお知らせ

15　11・12月の行事予定

小山雅巳
副会長の
ひとこと

当会ではここ数年にわたってキャリア教育に取り組んでいます。今年度も当会会員のいくつかの企業にて中学生の職場体験の受け入れを行いました。受け入れしていただいた会員の方からは「中学生の皆さんから元気をもらい、企業としての活性化も図ることができた」などのお声もいただいております。今後も地域そして将来、地域を担う皆さんにとって少しでもお役に立てる会でありたいと考えていますので、引き続き皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

この冊子を発行している法人会は下記の方針で活動しています。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である。

武蔵野法人会ホームページをご覧ください。

武蔵野法人会　検索

今月の表紙

秋の古民家

写真提供
武蔵野法人会　写真同好会

今号の表紙を飾るのは、武蔵野法人会「写真同好会」の中野信一さんによる1枚です。写真撮影が好きな仲間が集まる同会では、秋の風景を求めて大沢周辺に撮影会に出かけ、季節感あふれるショットをご提供いただきました。

報告 第35回 法人会全国大会、盛大に開催

全国から1600人が集い、当会から6人が参加　鳥取大会

10月11日（木）、鳥取市の「とりぎん文化会館」に全国の各法人会の代表者1600名余りが集い、第35回法人会全国大会が盛大に開催されました。当会からは竹内会長をはじめ各副会長、事務局長の6名が出席しました。大会は式典に先立ち、「大山どりの奇跡」と題し、地元の㈱大山どり・代表取締役社長の島原道範氏による講演が行われました。

引き続き式典が行われ、2年目を迎えた小林全法連会長による主催者挨拶、藤井国税庁長官、平井鳥取県知事、羽場鳥取市副市長の各氏による祝辞の後、表彰式典が執り行われました。さらに税制改正提言の発表、青年部会の租税教育活動の報告があり、最後に大会宣言がなされ閉会となりました。

＊平成31年度の税制改正提言の詳細は8～9ページに掲載しております。

平成30年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標の早期達成に向けて全力を！
- 少子高齢化の急速な進行は不可避。社会構造変化に対応した社会保障制度の確立を！
- 中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を！
- 中小企業は雇用の担い手。事業承継税制の改革は地方活性化のためにも重要！

2019年「新春のつどい」ご案内

新年をともに祝い、新たな気持ちでスタートしましょう。ご参加をお待ちしております。

日時：2019年1月11日（金）
18：00～
会場：吉祥寺第一ホテル

昨年度の様子

東京労働局からのお知らせ

東京労働局では働き方改革関連法等について説明会を開催しています。いずれも無料です。参加ご希望の方は「会社名・氏名・電話連絡先」を明記のうえ下記までFAXにてお申し込みください。

■2020年4月1日施行　パートタイム・有期雇用労働法等説明会

日　　時：2018年11月29日（木）14:00～16:10
場　　所：日本教育会館　一ツ橋ホール（千代田区一ツ橋2-6-2）
問い合わせ：東京労働局　雇用環境・均等部　指導課
TEL：03-3512-1611
申し込み：FAX：03-3512-1555

■改正労働基準法等説明会

日　　時：2018年12月7日（金）13:30～15:50
場　　所：日本教育会館　一ツ橋ホール（千代田区一ツ橋2-6-2）

日　　時：2018年12月14日（金）
午前の部9:30～11:50　午後の部13:30～15:50
場　　所：九段第3合同庁舎　11階 2-1　2-2　国共用会議室
（千代田区九段南1－2－1）
問い合わせ：東京労働局　労働基準部　監督課
TEL：03-3512-1612
申し込み：FAX：03-3512-1556

新年賀詞広告を募集しています

本誌新年号に会員企業の賀詞広告を掲載いたします。法人会員ならどなたでもお申し込みいただけます。広告掲載料は広報誌発行費の一部として活用させていただきます。ご協力をお願いいたします。

募集期間　2018年9月1日～11月20日
掲載料金
- 2万5千円枠（$\frac{1}{4}$頁）カラーで掲載できます。完全データをお送りください。
- 2万円枠（$\frac{1}{4}$頁）ロゴなどを入れることができます。
- 1万円枠（$\frac{1}{8}$頁）
- 5千円枠（$\frac{1}{18}$頁）

掲載内容　①スローガン（15文字以内厳守）　②企業名　③役職名　④氏名　⑤住所　⑥電話　⑦FAX　⑧メール・アドレス　⑨ホームページ・アドレス

今月号に申込み用紙がはさみ込まれていますのでよろしくお願いいたします。

お問合せ・お申し込みは各支部の広報委員または法人会事務局へ

三鷹公共職業安定所からのお知らせ

事業主の皆様

労働保険（労災保険・雇用保険）の加入手続きはお済みですか？

～11月は労働保険適用促進強化期間です～

労働保険（労災保険・雇用保険）は、労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に必要な保険給付を行い、また労働者の方が失業した場合に失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

労働保険は労働者を一人でも雇用する事業主に加入が義務づけられています。まだ加入手続きがお済みでない事業主は、早急に手続きを行ってください。

◆問い合わせ先

労災保険：三鷹労働基準監督署　労災課　TEL：0422-67-3422
雇用保険：ハローワーク三鷹（三鷹公共職業安定所）
雇用保険適用課　TEL：0422-47-8623

委員会・支部・部会

公益委員会

9/13(木)

経営実務研修会
場所▶武蔵野法人会館

なぜ働き方改革が必要か？取り組み方を学ぶ

夏期経営者講座の続編として、松尾経営コンサルタントの松尾正二郎氏をお招きしました。「生産性向上、長時間労働削減、付加価値向上の実現」について法律やルールを具体的に説明いただき、「働き方改革は、社員がイキイキと能力を発揮してライバルが真似できない生産性の高い社会へ進化するための経営改革である」と学びました。
（公益委員会　吉田政利）

共益委員会

9/23(日)

青少年のための科学の祭典
場所▶東京学芸大学 小金井キャンパス

「青少年のための科学の祭典in小金井」で宇宙に関する出展

今回は三鷹西支部のアストロラーベの木村さんのご協力もあり、「宇宙の不思議～はやぶさ2を追え!」と題し、小惑星探査機「はやぶさ」「はやぶさ2」や宇宙に関するプログラムを提供しました。JAXA広報官の講演や隕石の展示、「はやぶさ2」の缶バッジの配布も行い、多くのお子さんや親子連れでにぎわいました。
（公益委員会　駒林徹彦）

詳細はHPへ

吉祥寺北第二支部・三鷹中央支部

9/14(金)

合同研修会
場所▶武蔵野法人会館

初の試み、支部合同研修会動画撮影を学ぶ

今回は新しい形での取り組みとして、吉祥寺北第二支部と三鷹中央支部との合同研修会を開催しました。フリーカメラマンの牧乃段氏と三鷹中央支部の石田賢氏を講師に、「お教えしましょう、プロのテクニック　動画撮影 A to Z」を開催し49人が参加。続いての懇親会も大変楽しく盛り上がりました。
（三鷹中央支部　篠原　努）

詳細はHPへ

吉祥寺南支部

10/3(水)

日帰りバス研修
場所▶ひたち海浜公園ほか

恒例のバス研修に32人が交流

恒例の日帰りバス研修は総勢32人が参加しました。始めに、ひたち海浜公園ではコキアを観賞。そして宝くじが当たると評判の金運を呼び込むパワースポット「酒列磯前（さかつらいそさき）神社」を参拝。昼食は豪華海鮮料理に舌鼓。最後はめんたいパーク大洗にて工場見学と買い物に、大満足の研修となりました。
（吉祥寺南支部　東まり子）

詳細はHPへ

武蔵野西支部

9/15(土)

秋まつり
場所▶武蔵境自動車教習所 高橋勇様宅庭

恒例の「秋まつり」支部管内の児童施設に一部寄付

朝からの雨にもかかわらず、「雨天決行!」の掛け声のもと、このにぎわい。「秋まつり」もすっかり恒例となり準備は手慣れたものです。自社PRへの多数参加やビンゴゲーム景品の多数提供など、皆様の盛り上げに感謝申し上げます。参加費の一部を「武蔵野西支部管内の児童施設」に寄付いたします。
（武蔵野西支部　宍戸美恵子）

詳細はHPへ

三鷹4支部合同

9/23(日)

第29回 三鷹国際交流フェスティバル
場所▶井の頭恩賜公園西園

今年初めてブース出展税金クイズ300枚も完配

法人会ブースは、生ビールやソフトドリンクの販売、税金クイズを三鷹地区の4支部で協力して行いました。前日の雨で蒸し暑かったせいか飲み物は飛ぶように売れ、税金クイズも用意した300枚が終了時刻前にきれいになくなり、非常に充実した1日となりました。お手伝いの皆様、ありがとうございました。
（三鷹西支部　桑原直純）

詳細はHPへ

活動報告

三鷹中央支部

9/11(火)

「みたちゅう☆レディース」昼食会
場所▶日本料理「瑞鳳」

「みたちゅう☆レディース」17人がにぎやかに会員交流

第2回「みたちゅう☆レディース」昼食会が、残暑厳しい9月11日（火）、「日本料理 瑞鳳」（武蔵野市関前）にて行われました。JR三鷹駅北口に集合して会場へ移動。藤橋支部長の挨拶、山本副支部長の掛け声で昼食会がスタート。17人の参加者は情報交換や事業のアピールなど、にぎやかに会員同士の交流を深めました。
（三鷹中央支部　石田　賢）

女性部会

8/29(水)

納涼会
場所▶季寄せ蕎麦「柏や」

美味しいお蕎麦で暑さしのぐ

女性部会の納涼会は8月29日（水）、三鷹駅前コラル内の季寄せ蕎麦「柏や」で行われました。28人の参加者があり、美味しいお食事を味わいながら、なごやかに親交を深めることができました。また、新入会員の方が3人も参加してくださり、今後の女性部会の発展がますます期待できる納涼会となりました。
（女性部会　山田裕美）

女性部会

9/6(木)
10/4(木)

「租税教室」勉強会
場所▶武蔵野法人会館

今年も始まりました！「租税教室勉強会」

毎年3市の各小学校で6年生を対象に、2学期から3学期にかけて行われる「租税教室」は、今年も講師のブラッシュアップを図り準備を進めております。10月4日は安藤武蔵野税務署長をはじめ署の方々の見学もあり、より緊張感のある勉強会になりました。今後も随時開催しますので、皆様にも「租税教室」に関わっていただけたら嬉しいです。
（女性部会　山田裕美）

女性部会

9/15(土)～22(土)

絵はがき応募作品展示
場所▶アトレ吉祥寺

「税に関する絵はがきコンクール」応募作品を展示

「税に関する絵はがきコンクール」の応募作品を、9/15～22まで今年初めてアトレ吉祥寺にて展示させていただきました。
9/14（金）のアトレ営業終了後に優秀賞はじめ作品を搬入し、あらかじめ設置していただいたパネルに展示しました。業者の方の協力もあり、小一時間の展示作業はスムーズで、完成されたパネルは間接照明に照らされ堂々とした印象を受けました。

吉祥寺のもっともポピュラーな環境に、子どもたちの力作が展示できたことを本当にうれしく思います。今後もたくさんの方々の目に触れることで「税に関する絵はがきコンクール」が周知され、たくさんの作品が寄せられることが期待できることと思います。ご協力くださった皆様、ありがとうございました。
（女性部会　山田裕美）

青年部会

8/25(土)

サッカー租税教室
場所▶緑町スポーツ広場

サッカーをしながら税金のことを学ぼう

「サッカー租税教室」は子どもたちが税金を楽しく学んで身近に感じられるよう、定期的に開催しています。今回は小学3年生総勢20人の子どもたちにご参加いただき、『税リーグ』と題するミニサッカーのリーグ戦や、税金クイズを行いました。クイズを出す『ミスタータックス』には盛谷さんが扮して会場を盛り上げました。
（青年部会　白石英二）

詳細はHPへ

税制のぺえじ　じかん・税務の

税制委員会がお届けする
税制研修のコーナー⑯

「特例事業承継税制」をご存知ですか？

活用して円滑な事業承継を行いましょう！

事業承継税制の経緯

事業承継税制は、中小企業の株式承継に対する相続税や贈与税の負担を軽減するために、平成21年税制改正により創設された制度ですが、使い勝手が悪く現在まで何度か改正が行われてきております。

そのような状況下、平成30年の税制改正において、現行の事業承継税制を抜本的に見直し、実質的に株式承継の税負担をゼロにした「特例事業承継税制」が誕生しました。経営者の高齢化が進む中、新しい特例事業承継税制を活用することで円滑な事業承継を行えることが期待されます。

特例事業承継税制とは

事業承継税制とは、先代の経営者から後継者へ代表取締役の就任と自社株式の承継（贈与または相続）を実施し一定の要件を満たすことで、対象の株式につき発生する相続税や贈与税の納税を猶予できる制度です。

その事業承継税制について、これまでの措置（一般措置）に加え、10年間の期間限定（平成30年1月1日～平成39年12月31日）で、新しい特例事業承継税制（特例措置）が創設されました。特例措置の創設にあたり、下記の主要項目について大きな改善が行われています。

項目	事業承継税制（一般措置）	特例事業承継税制（特例措置）
対象株式	税制の対象となる株式は全体の2/3であり、相続税計算時に納税猶予の対象となる株式はその80%となるため、全体の53.3%が納税猶予の対象となります。	税制の対象となる株式が2/3から100%になり、相続税計算時に納税猶予の対象となる株式が80%から100%になります。
雇用確保要件	納税の猶予を継続する要件の一つである雇用確保要件（常時使用する従業員数が5年平均で贈与又は相続等時の従業員数の80%を下回らないこと）が満たされない場合、納税の猶予が取り消されます。	左記要件が満たされなくても、認定支援機関等が一定の書類を都道府県に提出すれば、納税猶予の取消は無かったものとして取り扱われることになり、実質的に要件が撤廃することになりました。
相続時精算課税	直系尊属から20歳以上の直系卑属である推定相続人又は孫が相続時精算課税の対象となります。	特例事業承継税制では第三者に対する贈与についても適用でき、親族以外の後継者に対しても利便が図れるようになりました。
先代経営者後継者	先代経営者及び後継者の人数は1人となります。	先代経営者以外の株主からの承継も適用の対象となり、また、後継者は最大3人となります。
減免制度	民事再生や会社更生があった時に株式評価を見直して相続税を再計算し、承継時の猶予税額との差額を免除することができます。	一定の要件のもと株式譲渡等をした際に、株式評価を見直して猶予税額との差額を免除することができ、将来のリスクを減らすことが可能となりました。

なお、この制度の適用ができる会社は中小企業に限られ、上場会社、休眠会社、風俗営業会社及び資産管理会社は税制の対象から除かれます。

特例事業承継の適用を受けるための手続イメージ（生前贈与を前提とした事業承継の一例）

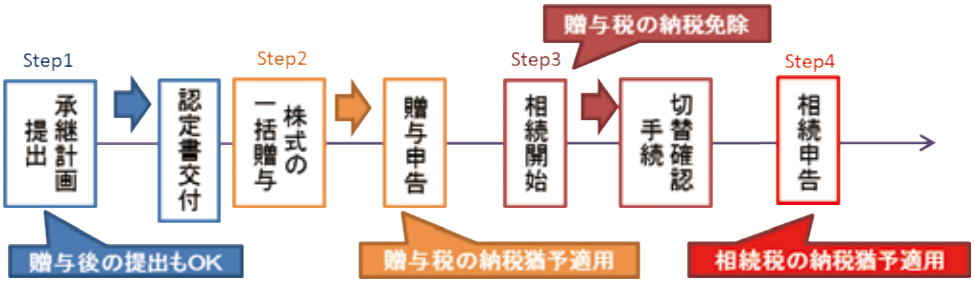

出典：日本商工会議所　「平成30年度税制改正のポイント」より一部修正

Step1　平成35年3月31日までに承継計画を提出し都道府県から認定を受けます（認定書交付）。

Step2　平成39年12月31日までに先代経営者から後継者への一括贈与を行い、贈与税申告書を提出することで贈与税の納税が猶予されます。

Step3　先代経営者が死亡した場合、都道府県へ贈与税から相続税への切替確認手続を行います（死亡の日の翌日から8か月以内に手続）。また、納税が猶予されていた贈与税については先代経営者の死亡を契機に免除されます。

Step4　申告期限までに相続税の申告を行うことで、株式に係る相続税についてはその納税の全額が猶予され、後継者は実質的に贈与税・相続税を負担しなくて済むことになります。

（アクタス税理士法人　鈴木佑介）

税務 よくある相談 その95

Q&A

税理士がお答えします

協力：東京税理士会武蔵野支部

Q　今月のお悩み

相続税及び贈与税を計算する場合の土地の評価について教えてください。

A　回答：税理士

相続財産に占める割合が最も多い財産が土地です。平成28年分の相続財産額の構成比は、土地（借地権含む）38.0％、現金・預貯金31.2％、有価証券14.4％の順となっています。（平成29年12月国税庁資料から）

1．土地の評価額は、「実勢価格」「公示価格」「路線価」「固定資産税評価額」が存在します。

「実勢価格」とは、実際の売買取引時に成立する市場価格

「公示価格」とは、国土交通省が発表するその年の1月1日時点における全国の標準地の価格

「路線価」とは、国税庁が発表するその年の1月1日時点における価格。その年の相続、遺贈または、贈与により取得した財産に係る相続税、贈与税を計算する場合に適用する。（公示価格の80％相当）

「固定資産税評価額」とは、市区町村が算定する3年毎の1月1日時点における価格。固定資産税、不動産取得税等の算定に適用する。（公示価格の70％相当）

2.「路線価図」「倍率表」の調べ方

道路ごとに地価が異なるように市街地の土地については、路線ごとに付されている「路線価」により評価します。路線価により評価する地域を「路線価地域」といいます。

「路線価地域」以外のすべての地域は「倍率地域」です。これは固定資産税評価額に一定の倍率を乗じて評価する地域です。国税庁が毎年発表している「倍率表」に記載されています。

インターネットの環境がある方は、「国税庁路線価」⇒「財産評価基準書　国税庁」⇒ 東京都 ⇒「路線価図」⇒ 武蔵野市○町で「路線価図」が表示されます。町名や目標物となる建物、道路の状況等を参考に調べたい場所の路線価をさがします（左側の「接続図」でページ番号をクリックして東西南北へ移動して調べたい場所を探してください）。

3.「路線価図」の見方と計算方法

① 「路線価図」のページを開いたら、評価する土地が接している道路に付されている路線価を確認します。路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地1㎡当たりの価格のことで、千円単位で表示されています。

② 数字の後ろのアルファベットはその路線の借地権割合を表しています。

③ 路線価と借地権のほかに地区区分も表しています。価格とアルファベットを囲む記号の形によって区分されています。地区区分が7つに区分されているのは、地区区分ごとに土地の標準的な面積や間口、奥行距離などが異なるからです。

④ ひとつの路線に接している宅地の路線価の計算は、その路線価に、その宅地の奥行距離に応じる奥行価格補正率を乗じたものに、面積を乗じて計算します。

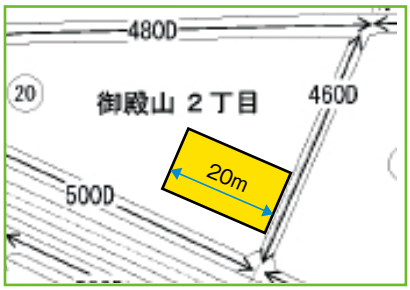

〈例〉普通住宅地区

（路線価）		（奥行価格補正率）		（面積）	
460,000円	×	1.00	×	300㎡	＝

（評価額）
138,000,000円

⑤ 実際の土地評価に当たっては、評価する宅地の接する路線の確定、間口距離、奥行距離、各々の形状、接道条件、用途地域、利用状況を加味して評価額を計算します。

※相続税・贈与税を計算するための土地の評価額は前記⑤によりますが、所有する宅地の評価額の概算額は④で確認できます。

特集

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」まとまる

財政健全化目標の早期達成と、中小企業向け税制措置を拡充し、真の経済再生を!

法人会の「平成31年度税制改正に関する提言」が、9月20日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財政改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、バラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

○政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円（社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円）程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保すべきである。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では「団塊の世代」がすべて後期高齢者となり、医療と介護の給付費増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないと、社会保障制度が立ち行かなくなる。とりわけ、急増が見込まれる医療、介護分野に切り込んでいくことが極めて重要である。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3.行政改革の徹底

○「行革の徹底」が消費税引き上げの前提となった経緯を改めて想起すれば、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制を強く求める。

4.消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。

○軽減税率を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○法人実効税率は平成28年度税制改正で「20%台」が実現し、今年度は29.74%となっている。トランプ米政権の税制改革では大幅な引き下げが行われたが、その米国と比べてもほぼ同じ水準といえる。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

⑴事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

・事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

⑵相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

・平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

②特例制度を適用するためには、5年以内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ 地方のあり方

○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。

○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり、真の地方活性化につながらない。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。

○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多く、その改革は「骨太の方針」でも求められてきた経緯がある。地方は国に頼るだけではなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。

Ⅳ 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」も3年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

Ⅴ その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。

全国法人会総連合　検索

―― 東京法人会連合会 ――

ベテランの経営哲学 その

思いやりの心を大切に 家庭のようにくつろげるお店めざす

武蔵野で夫と始めた日本料理店が32年

市川 君子さん

武蔵野西支部 日本料理 瑞鳳（ずいほう） | 武蔵野市関前2-4-4 |

■地元武蔵野で創業32年

早いもので日本料理「瑞鳳」は、武蔵野市関前で創業以来32年を迎えることができました。おかげさまで地元をはじめ多くの皆様に、会食や商談、法事など季節の行事にご利用いただいています。

私は女将としてお客様に心地よくお過ごしいただけるよう、思いやりとおもてなしの心を大切にしてきました。職人が腕をふるう旬のお料理と、全席個室で畳のお部屋にイスとテーブルをご用意していますので、ご高齢の方にも喜ばれています。

■持ち前のとことん精神で

「瑞鳳」を創業したのは40代半ばです。私は宮城県石巻の出身で看護師をしていました。上京して勤めていた病院でご縁があって、武蔵野で代々続く市川家に嫁ぎました。

日本料理店を開くには、少し不思議な体験がもとになっています。夢枕にご先祖様が立たれて「市川家を頼んだぞ」とおっしゃるのです。折しも懐石料理の会に招かれたこともピンとくるものがあり、持ち前のとことんやる精神で、夜学で調理師の資格を取得して開店にいたったのです。

資格といえば、住み込みで働いていた整形外科病院では、マッサージ師の方の紹介で夜学の鍼灸専門学校に通い、資格も取得しました。後楽園スタジアムに勤めたときには、巨人軍の王選手をはじめ野球選手の方から専属のご指名を受けたこともあるんですよ。著名な画家の方や芸能関係の方を担当させていただいたこともいい思い出になりました。

■女将の仕事の傍ら社会貢献

振り返ってみると、10代で親元を離れて働きながら学ぶ日々には、頼る人もなく一人夕日を見て涙したこともありました。辛いときこそ人の親切が身にしみるものです。ですから私は困っている人の力になりたいという気持ちが強いのです。関東地方更生保護事業協会や武蔵野交通安全協会、東京都納税貯蓄組合総連合会などで社会貢献も続けています。

お店を始めて32年。睡眠時間が2、3時間だったころもありました。二人三脚でやってきた夫は昨年亡くなり、今では娘たちをはじめ修業に出ていた息子が「瑞鳳」を支えてくれています。これからも、お客様が気軽に訪れて家庭のようにくつろいでいただけるよう、真心を尽くしたいと思っています。

親から子へと想いをつなぎたい

また、レストランもたくさんあるのでパーティー会場にも事欠きません。地元の皆さんが、大好きな地元で結婚式ができるとしたら、とても素敵なことではないでしょうか。

そして、そのカップルの子どもたちが両親の結婚式の写真を見て吉祥寺を好きになってくれて、両親の思い出の場所に家族で訪れたりして、子どもたちも好きになってくれる……。そんな風にいい想いがつながっていけばいいな、という思いで頑張っています。

これからもっともっと武蔵野市、吉祥寺の素敵なロケーションやお店とコラボレーションできればと思っています！

皆さま、どうぞよろしくお願いいたします!!

す!!」と全力で答えられます。

現在、ご用命が多いのはロケーションフォトウェディング（前撮り）です。大好きな街で写真を残したいというカップルが多いのです！

武蔵野市、吉祥寺周辺にはウェディングに映えるロケーションが意外にたくさんあります。井の頭恩賜公園や武蔵野八幡宮、ハーモニカ横丁、商店街、かわいいカフェ、学校など、この街でしか撮れないロケーションがたくさんあります。

次は 三鷹中央支部の **佐藤勇士さん** にバトンタッチ

あなたの笑顔が見たいから ケーキを彩るメレンゲドール

安全でおいしい手作り砂糖菓子のパイオニア

門倉 美英（みえ）さん
小金井南支部 アートキャンディ株式会社 | 小金井市中町2-12-3 |

■ケーキに夢の世界を作りたい

ケーキの上にサンタやウサギなどの砂糖菓子人形が乗っているのをご存じでしょうか？　アートキャンディ株式会社は私の父、副島正義が1964（昭和39）年に創業。以来50年以上、ケーキオーナメントを作り続けています。

かつてケーキの飾りはロウでできていました。父は偶然入ったケーキ屋さんで「お子さんが食べてしまうと危ないんですよ」と聞き、食べられて夢のある飾りを作ろうと思いつきます。会社勤めを辞め、粉まみれになって素材開発から取り組む父を母が働いて支え、1年半後、安心して食べられるかわいらしい「メレンゲドール」が誕生したのです。

■大災害の試練を乗り越えて

父から承継して私が社長に就任したのが5年前。順調にすべりだしたものの、この2年は試練の時でした。2016年4月に発生した熊本地震で工場が壊滅的な被害を受けたのです。メレンゲドールは作り手が「かわいいね」と心をこめて一つひとつ手作りにしています。そのドールたちが屋根も抜け落ちた工場の床一面に散らばる状況に立ちつくし、私はたった一人で取り残されたような気持ちになりました。そんなときに従業員の皆さんが「社長、がんばりましょうよ」と笑顔で片づけている姿が私に強い力をくれたのです。

会社始まって以来の危機に、まずは先立つものをと、全員に給料を前払いし見舞金も渡しました。長年の取引先の皆さんにも励まされ、熊本工場の損失分は佐賀工場とベトナム工場に振り分けてフル稼働し、熊本工場はわずか4カ月で復旧、1年かけてほぼ原状にたどりついたところです。

■風を切っていく覚悟

かつて父は世の中にないメレンゲドールを創り出し、風呂敷に包んで全国のケーキ屋さんに売り歩くことから業界トップメーカーへの道を開きました。常に「新しい何か」を追究していくのは大変なことですが、これからは手づくりに加えて効率化も図り、模索していきたいと考えています。

音楽の道をめざしていた私が父から受け継ぎ、そして次世代へと引き継いでいきます。ケーキの箱を開けた瞬間の、あなたの笑顔が見たいから。この気持ちを胸に、まっすぐに風を切っていくつもりです。

第124走者

リレーエッセイ
Relay Essay

吉祥寺でおしゃれなウェディングを♥

三鷹中央支部
かじ 友里
吉祥寺 deWedding

左から本田、かじ、瀬川、RICOの皆さん

大好きな街で写真を残したい お二人のために

吉祥寺を世界一ウェディングの似合う街にしたいと活動をしている、ウェディングプランナーのかじ友里です。

私たちは吉祥寺を拠点として、カメラマン本田雄己・デザイナーRICO・プロデューサー兼建築家瀬川翠の4人のメンバーで『吉祥寺deWedding』として活動をしております。

よく「吉祥寺でウェディングができるの?!」と聞かれるのですが、「できま

武蔵野イルミネーション～吉祥寺駅・三鷹駅・武蔵境駅～ありがとうを光にのせて

今年も吉祥寺・三鷹・武蔵境３駅の周辺で輝くイルミネーションをお楽しみください。

●吉祥寺

【日　時】2018年11月3日（土・祝）～
2019年1月14日（月・祝）
17：00～24：00
【場　所】吉祥寺駅北口駅前ロータリーおよび
サンロード、公園通り、平和通り、
ダイヤ街、吉南通りほか

●三鷹

【日　時】2018年11月15日（木）～
2019年1月31日（木）
17：00～25：00
【場　所】三鷹駅北口ロータリー、
中央大通り
（三鷹駅から武蔵野警察署まで）

●武蔵境

【日　時】2018年11月10日（土）～
2019年1月27日（日）
16：30～25：00
【場　所】武蔵境駅北口駅前広場、
スイングロード、
武蔵境駅南口駅前ロータリー

東京150年 ―都市とたてもの、ひと―

東京誕生150年記念として、東京に建てられた様々な建造物と東京の変遷を紹介します。

「東京築地ホテル館」歌川国輝（２代）／画　1869年（明治２）江戸東京博物館蔵

【会　期】2019年1月20日（日）まで
9：30～16：30（入園は16：00まで）
【会　場】江戸東京たてもの園 展示室
小金井市桜町3−7−1（都立小金井公園内）
【休園日】月曜日（月曜日が祝休日の場合はその翌日）
年末年始 12/25（火）～1/1（火・祝）
【観覧料金】入園料でご覧になれます（入園料一般400円ほか）
【問い合わせ】江戸東京たてもの園　TEL：042−388−3300（代表）

こがねい落語特選

新春 落語の彩 ～躍る個性～

実力派噺家の四人が新春ならではの初笑いをお届けします。

【日　時】2019年1月27日（日）　13：00開演（12：30開場）
【会　場】小金井宮地楽器ホール　大ホール
小金井市本町6−14−45
【チケット】全席指定
一般3,500円　U-25席（25歳以下）2,000円
こがねいメンバーズ3,200円
※未就学のお子様の入場はご遠慮ください。
【問い合わせ】小金井 宮地楽器ホールチケットデスク（2階事務室）
TEL：042−380−8099（10：00～19：00／休館日第2･3火曜日を除く）
小金井宮地楽器ホール　インターネットチケットサービス
http://koganei-civic-center.jp/

ハリウッド・フェスティバル・オーケストラ ～名画をオーケストラとともに～

映画を彩る名曲の数々を、一部映像とともに本場アメリカのオーケストラがお届けします。

【日　時】2019年1月17日（木）
15：00開演
【会　場】武蔵野市民文化会館　大ホール
武蔵野市中町3−9−11
【チケット】全席指定
一般 4,500円　友の会 3,000円
＊未就学児のご入場はご遠慮ください。

【プログラム】「風と共に去りぬ」
「ひまわり」
「雨に唄えば」ほか
【問い合わせ】武蔵野文化事業団
TEL：0422−54−2011

IKADO

かど情報局

「むさしの」エリアの
文化・イベント情報、
お役立ち情報をお届けします。

iaku『逢いにいくの、雨だけど』

鋭いまでの人間観察眼をもとに、
骨太で濃密な会話劇を創り続けるiakuの新作

【日　時】2018年11月29日（木）～12月9日（日）
全13公演（上演日時はご確認ください）
【会　場】三鷹市芸術文化センター　星のホール
【チケット】全席自由（日時指定・整理番号付）
会員　前売2,500円・当日3,000円
一般　前売3,000円・当日3,500円
＊25歳以下および高校生以下の方への
割引料金があります（当日身分証提示）。
＊500円引きになる回もございます。
＊未就学児のご入場はご遠慮ください。
【問い合わせ】三鷹芸術文化センター　TEL：0422−47−5122

世界の名優　アンコール上映会
イングリッド・バーグマン『誰が為に鐘は鳴る』

【日　時】2018年12月15日（土）　昼の部13：00-15：50／夜の部17：00-19：50
【会　場】三鷹市芸術文化センター　星のホール　三鷹市上連雀6−12−14
【チケット】全席指定　　各回 会員450円　一般500円　学生400円　1本立て／昼夜入替制
【上映内容】『誰が為に鐘は鳴る』（1943年／アメリカ／170分／カラー／DVD）　For Whom the Bell Tolls
＊未就学児のご入場はご遠慮ください。
【問い合わせ】三鷹芸術文化センター　TEL：0422−47−5122

広告募集中！

本誌の中で企業PRしませんか？
会員の方ならどなたでも、
リーズナブルな価格でご利用いただけます。

応募要項

サイズ　タテ60ミリ×ヨコ100ミリ
内　容　大きさに合わせて原稿を作成してお送りください。
または制作（有料）をご希望の方は本文140文字程度・企業名・住所・電話・FAXを明記のうえお申し込みください。
掲載料　1件1万円（入会後1年以内の方は1回目のみ無料）
掲載順　お申し込み順
締　切　原則として偶数月の10日（掲載は翌奇数月になります）
お申し込み　（公社）武蔵野法人会事務局　広報委員会
TEL：0422−51−1441

平成30年分の年末調整における留意事項等

■配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いの変更

平成30年分の年末調整における配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。

■配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の改正

配偶者控除の額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正され、合計所得金額が1,000万円を超える所得者については、配偶者控除の適用を受けることはできないこととされました。

また、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下とされ、その控除額が次表の【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】のとおり改正されました。

【改正前】 ※配偶者特別控除について所得者の所得制限あり

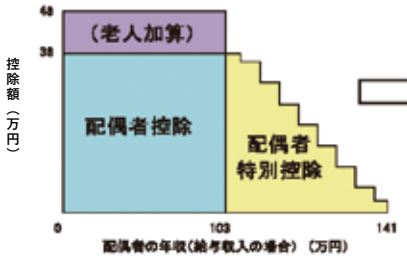

【改正後】 ※配偶者控除及び配偶者特別控除について所得者の所得制限あり
（図は所得者の合計所得金額が900万円以下の場合）

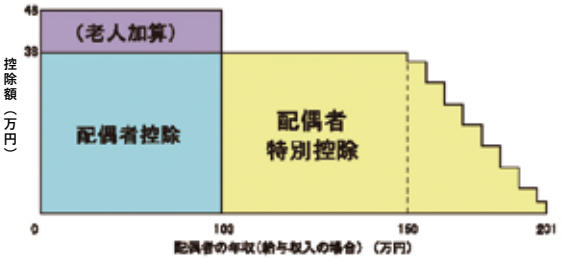

【改正後の配偶者控除額及び配偶者特別控除額の一覧表】

		所得者の合計所得金額（給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額）			【参考】配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下（1,120万円以下）	900万円超 950万円以下（1,120万円超 1,170万円以下）	950万円超 1,000万円以下（1,170万円超 1,220万円以下）	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 38万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 38万円超　85万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	85万円超　90万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	90万円超　95万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	95万円超　100万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	100万円超　105万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	105万円超　110万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	110万円超　115万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	115万円超　120万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	120万円超　123万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
	123万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超

（注）1　合計所得金額が1,000万円を超える所得者は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
2　夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除を受けることはできません。

EVENT SCHEDULE | 行事予定

11月

日	曜	行　　事
1	木	
2	金	秋の健康診断 租税教室講師勉強会
3	土	(文化の日)
4	日	
5	月	青年部会　役員会
6	火	年末調整説明会
7	水	小金井南北支部合同　役員会
8	木	女性部会　役員会・税務研修会
9	金	全国青年のつどい 三鷹中央支部　役員会
10	土	
11	日	
12	月	(三鷹) 税を考える週間・法人会の街頭広報 (アンケート＆無料相談)
13	火	納税表彰式 吉祥寺北第二支部　役員会
14	水	(小金井) 税を考える週間・法人会の街頭広報
15	木	第２回「確定拠出年金制度説明会」
16	金	**税を考える週間・記念講演会** (武蔵野) 税を考える週間・法人会の街頭広報
17	土	三鷹西支部　日帰りバス旅行
18	日	
19	月	
20	火	総務委員会 不動産賃貸経営専門部会　見学研修
21	水	決算法人説明会 経営実務研修会 小金井南北支部合同　日帰り研修旅行
22	木	
23	金	(勤労感謝の日)
24	土	
25	日	
26	月	共益委員会
27	火	広報委員会
28	水	
29	木	青年部会　税務研修会
30	金	

(2018年10月11日現在)

12月

日	曜	行　　事
1	土	青年部会　クリスマス家族会
2	日	
3	月	
4	火	正副会長会議、常任理事会 公益委員会
5	水	吉祥寺南支部　クリスマス会
6	木	女性部会　役員会・忘年研修会
7	金	井の頭支部　役員会 小金井南北支部合同「クリスマス・歌声コンサート」
8	土	
9	日	
10	月	
11	火	吉祥寺北第二支部　役員会・研修会
12	水	新設法人説明会 同好会連絡協議会
13	木	決算法人説明会 広報委員会 不動産賃貸経営専門部会　忘年会
14	金	理事会 三鷹中央支部　役員会
15	土	
16	日	
17	月	
18	火	土業専門部会「自主点検チェックシート勉強会」
19	水	三鷹地区合同　チャリティクリスマスコンサート
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	(天皇誕生日)
24	月	(振替休日)
25	火	
26	水	
27	木	
28	金	
29	土	事務局年末年始休暇（～１月４日）
30	日	
31	月	

(2018年10月11日現在)

今後の予定： 2019年１月11日（金）「新春のつどい」（吉祥寺第一ホテル）

ほうじん「むさしの」11・12月号

2018年11月5日発行（発刊月5日発行）　第45巻 第6号（通巻第441号）

発行　公益社団法人 武蔵野法人会
編集責任者／有村孝文

〒180-0006 武蔵野市中町 2-11-13（三鷹ビル3階）
TEL. 0422-51-1441　FAX. 0422-55-5544
E-mail : mhoujin@jcom.zaq.ne.jp

印刷　株式会社 文伸

GREEN PRINTING JFPI P-D10010
この印刷製品は、環境に配慮した資材と工場で製造されています。

●武蔵野法人会会員総数＝3,143名　●加入率＝31.9％（2018年９月末現在）

優秀な人材の確保・定着化に

東法連
特定退職金共済制度

（新企業年金保険）

従業員の退職金準備は 特（とく） 退（たい） 共（きょう）

特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

○東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
○所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
○東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
○約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL（03）3357-1641　FAX（03）3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/